

「介護予防・日常生活支援総合事業 国基準相当通所型サービス」

重要事項説明書

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
指定通所介護事業所「ハートシティ中濃の杜」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(関市指定 第2170201145号)

当事業所はご契約者に対して、国基準相当通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「事業対象者」
「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。

目次

1. 事業者
2. ご利用事業所
3. ご利用事業所であわせて実施する事業
4. 職員体制（主たる職員）
5. 職員の勤務体制
6. 営業日、営業時間及びご利用の予約
7. 通常の事業の実施地域
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金
9. キャンセル料
10. 国基準相当通所型サービス計画
11. 苦情の受付
12. 協力医療機関
13. 非常災害時の対応
14. 秘密の保持
15. 非常災害対策
16. 事故発生時の対応
17. 衛生管理及び感染対策
18. 身体拘束適正化
19. 虐待防止
20. 第三者による評価の実施状況
21. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

1. 事業者

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
(2) 法人所在地 : 岐阜県関市春里町3丁目3番34号
(3) 電話番号 : 0575-22-2377
(4) 代表者氏名 : 理事長 大岩寿喜子
(5) 設立年月日 : 昭和55年4月14日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 : 介護予防・生活支援サービス事業所
平成30年4月1日指定
関市第2170201145号
- (2) 事業所の目的 : 要支援・事業対象者状態にある利用者に対し、適切な国基準相当通所型サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 : 指定通所介護事業所 ハートシティ中濃の杜
- (4) 事業所の所在地 : 岐阜県関市富之保4096-1
- (5) 電話番号 : 0575-40-2377
- (6) 管理者氏名 : 佐藤 孝子
- (7) 当施設の運営方針
要支援者・事業対象者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護、日常生活及び機能訓練を行い、加えて利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための支援を行うものとする。
- (8) 開設年月日 : 平成25年8月1日
- (9) 入所定員 : 20人(1日あたり)

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数
施設	地域密着型 特別養護老人ホーム	平成25年8月20日	関市2190200176号	29人
居宅	通所介護	平成25年8月1日	岐阜県2170201145号	20人
	国基準相当通所型サービス	平成30年4月1日	関市2170201145号	
	短期入所生活介護	平成25年8月20日	岐阜県2170201152号	10人
	介護予防短期入所生活介護	平成25年8月20日	岐阜県2170201152号	

4. 職員体制 (主たる職員)

当施設では、ご利用者に対して国基準相当通所型サービスを提供する職員として、以下のような職種の職員を配置しています。

- ＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。
- ①管理者 1名 管理者は事業所の業務を統括する。
- ②生活相談員 1名 生活相談員は利用者・利用希望者及びその家族の生活処遇相談生活・行動プログラムの作成と指導、市町村やボランティアとの連携・指導その他、各種相談援助活動に従事する。
- ③介護職員 2名以上 介護職員は利用者の介護並びに日常生活上の世話等を行う。
- ④看護職員 1名以上 看護職員は利用者の看護・介護並びに日常生活上の世話等を行う。
- ⑥機能訓練指導員 1名以上 (看護職員が兼務する) 機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

5. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	日勤の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	日勤の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	日勤 (8:30~17:30)	原則として 4週8休
看護職員	日勤の勤務時間帯 (8:30~17:30)	同上
機能訓練指導員	(8:30~17:30) まで勤務 (看護職員と兼務)	同上

6. 営業日、営業時間及びご利用の予約

営業日	毎週月曜日から土曜日までとする。但し、毎年12月30日～翌年1月3日の間は除きます。
営業時間	午前9時45分から午後4時までとする。
ご予約の方法	ご利用の予約は、ケアマネージャーが受け付けております。 緊急利用したい時はケアマネージャー又は直接施設に連絡して下さい

7. 通常の事業の実施地域

実施地域は、関市のうち旧武儀町と旧上之保村の全域並びに神野地区及び加茂郡七宗町神渕地区と郡上市小那比地区とする。

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金等について

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- | |
|---------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |

●利用者負担割合（1割・2割・3割）によって自己負担額が異なります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（1割負担）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜通所型サービス費　（独自）利用者負担分（1割）＞

区分	サービス利用回数	自己負担額（1か月分）
事業対象者・要支援1	月5回以上（定額制）	1,798円
	月1回～4回（回数制）	436円
事業対象者・要支援2	月9回以上（定額制）	3,621円
	月1回～8回（回数制）	447円

＜その他介護保険による加算（1割）＞

各種加算	要支援度	自己負担額	参考事項
サービス提供体制強化加算　I（イ）	事業対象者・要支援1	72円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　I（ロ）	事業対象者・要支援1	48円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　II	事業対象者・要支援1	24円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　III	事業対象者・要支援1	24円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　I（イ）	事業対象者・要支援2	144円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　I（ロ）	事業対象者・要支援2	96円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　II	事業対象者・要支援2	48円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算　III	事業対象者・要支援2	48円	1ヶ月あたり
生活機能向上グループ活動加算	事業対象者・要支援1・2	100円	1ヶ月あたり
若年性認知症利用者受入加算	事業対象者・要支援1・2	240円	1ヶ月あたり
運動器機能向上加算	事業対象者・要支援1・2	225円	1ヶ月あたり
栄養改善加算	事業対象者・要支援1・2	150円	1ヶ月あたり
口腔機能向上加算	事業対象者・要支援1・2	150円	1ヶ月あたり
事業所評価加算	事業対象者・要支援1・2	120円	1ヶ月あたり
送迎減算	事業対象者・要支援1・2	-47円	片道
介護職員等処遇改善加算　II		サービス利用料金の9.0%	1ヶ月あたり

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（2割負担）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8割）が介護保険から給付されます。

＜通所型サービス費（独自）利用者負担分（2割）＞

区分	サービス利用回数	自己負担額（1か月分）
事業対象者・要支援1	月5回以上（定額制）	3,596円
	月1回～4回（回数制）	872円
事業対象者・要支援2	月9回以上（定額制）	7,242円
	月1回～8回（回数制）	894円

＜その他介護保険による加算（2割）＞

各種加算	要支援度	自己負担額	参考事項
サービス提供体制強化加算 I（イ）	事業対象者・要支援1	144円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 I（ロ）	事業対象者・要支援1	96円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 II	事業対象者・要支援1	48円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援1	48円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 I（イ）	事業対象者・要支援2	288円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 I（ロ）	事業対象者・要支援2	192円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 II	事業対象者・要支援2	96円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援2	96円	1ヶ月あたり
生活機能向上グループ活動加算	事業対象者・要支援1・2	200円	1ヶ月あたり
若年性認知症利用者受入加算	事業対象者・要支援1・2	480円	1ヶ月あたり
運動器機能向上加算	事業対象者・要支援1・2	450円	1ヶ月あたり
栄養改善加算	事業対象者・要支援1・2	300円	1ヶ月あたり
口腔機能向上加算	事業対象者・要支援1・2	300円	1ヶ月あたり
事業所評価加算	事業対象者・要支援1・2	240円	1ヶ月あたり
送迎減算	事業対象者・要支援1・2	-94円	片道
介護職員等待遇改善加算 II		サービス利用料金の9.0%	1ヶ月あたり

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（3割負担）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7割）が介護保険から給付されます。

＜通所型サービス費（独自）利用者負担分（3割）＞

区分	サービス利用回数	自己負担額（1か月分）
事業対象者・要支援1	月5回以上（定額制）	5,394円
	月1回～4回（回数制）	1,308円
事業対象者・要支援2	月9回以上（定額制）	10,863円
	月1回～8回（回数制）	1,341円

＜その他介護保険による加算（3割）＞

各種加算	要支援度	自己負担額	参考事項
サービス提供体制強化加算 I（イ）	事業対象者・要支援1	216円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 I（ロ）	事業対象者・要支援1	144円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 II	事業対象者・要支援1	72円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援1	72円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 I（イ）	事業対象者・要支援2	432円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 I（ロ）	事業対象者・要支援2	288円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 II	事業対象者・要支援2	144円	1ヶ月あたり
サービス提供体制強化加算 III	事業対象者・要支援2	144円	1ヶ月あたり
生活機能向上グループ活動加算	事業対象者・要支援1・2	300円	1ヶ月あたり
若年性認知症利用者受入加算	事業対象者・要支援1・2	720円	1ヶ月あたり
運動器機能向上加算	事業対象者・要支援1・2	675円	1ヶ月あたり
栄養改善加算	事業対象者・要支援1・2	450円	1ヶ月あたり
口腔機能向上加算	事業対象者・要支援1・2	450円	1ヶ月あたり
事業所評価加算	事業対象者・要支援1・2	360円	1ヶ月あたり
送迎減算	事業対象者・要支援1・2	-141円	片道
介護職員等待遇改善加算 II		サービス利用料金の9.0%	1ヶ月あたり

- ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、国基準相当通所型サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

＜サービスの概要＞

種類	内容	自己負担額
入浴	・入浴中の利用者の観察を含む介助を行います。	
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で送迎を行います。	
離床、整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・整容その他日常生活上の適時適切なお世話をします。	サービス費に包括されています。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
機能訓練	・看護職員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。	
健康管理	・利用中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。	
相談及び援助	・当事業所は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

サービスの種別	内容	自己負担額
食事の提供	・管理栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 ・利用者の身体状況に配慮した献立表に基づき、栄養価が高くバラエティーに富んだ食事を提供します。（おやつを含む）	昼食1日あたり 700円
おむつ代	・おむつはご持参いただいてもかまいませんが、当事業所でもご希望があれば実費にてご提供できます。	紙パソツ・ねツ・大バット1枚につき 100円 尿とりバット1枚につき 50円

日常生活上必要となる諸費用実費	・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活 に要する費用でご契約者に負担いただくこと が適当であるものにかかる費用を負担いただ きます。	実費相当額
-----------------	---	-------

(3) 利用料金の支払い方法について

前記にかかる利用料金は、サービス利用当月の月末締めで集計させていただきます。

翌月の10日に請求させていただき、請求月の25日までに下記のいずれかの方法により
お支払い下さい。

ア<当事業所 事務所窓口での現金支払い>
イ<指定口座への振込み>
指定口座 関信用金庫 桜ヶ丘支店 普通預金 0261269 しゃかいんく しほうじん だいわしゃかいんく しじぎょうせんたー 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター とくべつよう ごろうじんは 一む は 一とし いちゅうのう の もり 特別養護老人ホーム ハートシティ中濃の杜
指定口座 めぐみの農業協同組合 津保川支店 普通預金 0019244 しゃかいんく しほうじん だいわしゃかいんく しじぎょうせんたー 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター は 二とし いちゅうのう の もり ハートシティ中濃の杜
※ 入金者名は利用者様の名前でお願いします。 ※ 入金を確認後、領収書を郵送させて頂きます。
ウ<指定口座からの自動引き落とし>
当事業所では、めぐみの農業協同組合津保川支店で自動引き落としの契約を結 んでいます。契約時においてご契約者に所定の用紙で申し込んで頂きます。

9. キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合
取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良
等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセル日	キャンセル料
利用開始当日	当日昼食費負担分
利用開始前日まで	無料

10. 国基準相当通所型サービス計画

当事業所では、あなた的心身の状況や御希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標、
目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した国基準相当通所型サービス計画を作成します。国基準相当通所型サービス計画は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

11. 苦情の受付

(1) 事業所

当事業所ご利用相談室	窓口担当者 生活相談員 塚本 晃子 ご利用時間 8:30~17:30 (土、日祝祭日を除く) ご利用方法 TEL 0575-40-2377 FAX 0575-49-2377
第三者委員会 (外部苦情処理窓口)	村上 忠一 TEL (0575) 49-3066
	山岸美代子 TEL (0585) 55-2840
	杉山 栄一 TEL (0585) 55-2502

(2) 行政機関その他受付機関

	住 所	電 話
岐阜県中濃県事務所	岐阜県美濃市生櫛 1612-2	(0575)33-4011
岐 阜 県 国民健康保険団体連合会	岐阜県 岐阜市下奈良 2-2-1 介護保険苦情相談窓口	(058)275-9826
関 市 高 齢 福 祉 課	岐阜県関市若草通 3-1	(0575)22-3131
関 市 武 儀 事 務 所	岐阜県関市中之保 5696-1	(0575)49-2121
関 市 上 之 保 事 務 所	岐阜県関市上之保 15119-1	(0575)47-2002
加 茂 郡 七 宗 町	岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442-3	(0574)48-1111

12. 協力医療機関

医療機関の名称	中濃厚生病院
院 長 名	赤松 繁
所 在 地	〒501-3802 岐阜県関市若草通 5-1
電 話 番 号	0575-22-2211
診 療 科	内科、小児科、耳鼻科、外科、皮膚科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科
救急指定の有無	有

医療機関の名称	関中央病院
院 長 名	植松 孝広
所 在 地	〒509-3919 岐阜県関市平城通 2-6-18
電 話 番 号	0575-22-0012
診 療 科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科
救急指定の有無	有

1.3. 非常災害時の対応

非常時の対応	別に定める「高齢者福祉施設ハートシティ中濃の杜 消防計画」にのつとり対応を行います。			
	別に定める「高齢者福祉施設 ハートシティ中濃の杜 消防計画」にのつとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
平常時の訓練等 防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	324	消火器	14
	非常通報装置	4	(スピーカー)	167
	自動火災発信機 感知機	6 149		
	避難階段	2	誘導灯	26
カーテン等は防炎性能のあるものを使用しております。				
消防計画等	消防署への届出日：平成29年10月1日 防火管理者：森 和博			

1.4. 秘密の保持

- (1) 事業所及びサービス従事者又は従業員は、国基準相当通所型サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) (2)にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1.5. 非常災害対策

当施設では、感染症や非常災害発生時において利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常災害時体制において早期の業務再開を図るための業務継続計画（B C P計画）を策定し当該業務に従って必要な措置を講じます。

①従業者に対し、業務継続計画（B C P計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
②定期的に業務継続計画（B C P計画）の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1.6. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	国基準相当通所型サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。 事故防止対策に関する責任者：業務主任
----------	---

損 害 賠 償	サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、事業所に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	事業所は、万一の事故の発生に備えて、「事業所賠償責任保険」に加入しています。

損害賠償がなされない場合

- ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合
- ご利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合
- ご利用者が、施設の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合

17. 衛生管理及び感染症対策

当施設では、利用者等の生命・身体に重大な影響を及ぼす可能性のある感染症及び食中毒が発生しない、又、まん延をさせないよう、下記に掲げるとおり感染症対策について必要な措置を講じます。

- ①介護職員、その他の職員等の清潔保持、及び健康状態について必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努めます。
- ③感染症・食中毒予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④施設における感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑤介護職員をはじめ、その他の職員等に対し、感染症・食中毒予防及びまん延防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に（年1回以上）実施します。

18. 身体拘束適正化

・当施設では、利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為を実施しません。

身体拘束防止に関する責任者：業務主任

緊急やむを得ない状況とは、下記の三つの要件をすべてみたしていると判断される場合に限ります。

① 切迫性	利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
② 非代替性	身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
③ 一時性	身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族に説明し同意を得て、その態様及び時間、

その際の入居者の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的に身体拘束廃止に向けて話し合いを実施します。

19. 虐待防止

当施設では、利用者等の人権擁護・虐待防止の為に、下記に掲げる通り必要な措置を講じます。

- | |
|---|
| ① サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。 |
| ② 成年後見制度の利用を支援します。 |
| ③ 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。 |
| ④ 虐待等に関する苦情解決体制を整備します。 |
| ⑤ 虐待防止に関する担当者を選定しています。 |
- 虐待防止に関する担当者：業務主任

20. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			

21. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は面会時間（10：00～15：00）を遵守し、必ずその都度職員に届け出て面会者名簿にご記入ください。
連 絡 事 項	事業所が必要と認めた場合はかかりつけ医の意見書をとっていただく事があります。 主治医からの注意事項や体調の変化などがある場合は、必ずご連絡下さい。 感染症（結核、肺炎、MRSA、伝染病の皮膚疾患等）がある場合は必ず事前にお申し出下さい。
設備・器具の利用	事業所の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	事業所では飲酒、喫煙は全面禁止となっております。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者のご迷惑になる行為はご遠慮願います。
現 金 等 の 管 理	高額な現金、高価な貴重品等の持ち込みはご遠慮願います。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動	事業所内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ハラスメントについて	ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を及ぼします。下記の様な行為があつた場合、行為者に対して、関係機関への連絡・環境改善への必要な措置、利用契約の解約（契約書18条の3に基づき）

	などの措置を講じます。 ・性的な話や、嫌がらせ、必要もなく手を握る、職員の身体を触るなどのセクシャルハラスメント行為 ・特定の職員に対する嫌がらせ、暴言、誹謗中傷、理不尽なサービスの要求などの精神的暴力 ・叩く、蹴る、つねる、払いのける等の身体的暴力 ・長時間の電話、職員や事務所に対する理不尽な苦情、その他の行為
--	---

附 則

この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日より施行する。

平成30年 8月 1日改訂

平成30年 10月 1日改訂

令和 元年 5月 1日改訂

令和 元年 10月 1日改訂

令和 元年 11月 1日改訂

令和 2年 4月 1日改訂

令和 2年 7月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂

令和 4年 10月 1日改定

令和 5年 5月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂

令和 6年 6月 1日改訂

私は、本書面に基づいて事業所の職員 (職名 生活相談員 氏名 塚本 晃子) から上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

(注) 事業所利用契約における、事業所利用の際の留意事項を含む。